

民間資金等活用事業推進委員会
第5回事業推進部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第5回事業推進部会
議事次第

日 時：令和2年10月19日（月）9:58～11:42

場 所：オンライン会議

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 事後評価等マニュアルの策定について
- (2) 民間提案推進マニュアルの改定について
- (3) 公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方について
- (4) その他

3. 閉 会

○井村企画官 皆様、おはようございます。それでは、定刻より少し早いですが、皆様おそろいのようなので、民間資金等活用事業推進委員会の第5回「事業推進部会」を開催いたします。

今年の4月から、事務局であるPFI推進室の企画官をしております井村でございます。よろしくお願いたします。

それでは、まず事務局のほうで人事異動がありましたので、報告をさせていただきたいと思ひます。

審議官の松本でございます。

○松本審議官 松本です。よろしくお願いたします。

○井村企画官 本日は、事業推進部会の構成員11名のうち、全ての委員、専門委員の皆様にお出向をいただいております。定足数の過半数に達しておりますので部会が成立していることを御報告申し上げます。

部会の委員につきましては、本年4月に根本部会長が御退任をされ、参考資料1に委員の名簿がありますけれども、部会長には北詰委員、部会長代理には山口委員、そして、新たな専門委員として難波専門委員に御就任をいただいております。

なお、参考資料2にあります、PFI推進委員会につきましても飯島委員長をはじめ委員の構成に変更がありましたので併せて御確認いただければと思ひます。

それでは、以後の議事につきましては北詰部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

○北詰部会長 私、先ほど部会長に御指名いただきました北詰でございます。よろしくお願いたします。

また、山口先生におかれましては副部会長をお願いしておりますので、御支援のほど、よろしくお願いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

事務局より議事（1）の説明をお願いいたします。

○事務局より、資料1「事後評価等マニュアルの策定について」を説明。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関して御質問、それから、御意見等をお伺いしたいのですが、どなたからでも結構でございますので、御発言を御希望の方は手を挙げていただければと思ひます。

では、福島さん、よろしくお願いたします。

○福島専門委員 三井住友トラスト基礎研究所の福島です。

私のほうからは3点、確認させていただければと思ひます。

まず1点目ですけれども、どこの自治体さんだったか、ちょっと忘れましたが、

以前、私もヒアリングに参加させていただきまして、事後評価について、次の期のPFIの導入可能性調査の中に織り込んでいますというところがあったかと思います。ですので、事後評価についてこういった代替案が可能かどうかというところも明記したほうがいいのではないかというのが1点目です。

2点目は、これは確認までというか、今、自分の中では解決してしまったのですけれども、ちょっとややこしかったので一応確認させていただきますと、5ページ目のところに実施手順の事業評価に向けた情報整理はおおむね4年程度前から開始するというように書かれていまして、基本的考え方をつくったときにたしか3年だったなというように覚えていたのですが、よく見ると1年程度で取りまとめるということで、そこからスタートするというので、そこからは3年、多分そういうことなのだろうなというように思いました。恐らくそういうことだと思うのですけれども、その確認が2点目です。

最後、3点目ですけれども、10ページの内容評価項目のところの一番最後の次期事業についてというところですが、これから内容については詰められるのだと思いますが、これも以前にヒアリングに参加させていただいたときに、あるいはこの委員会でも話題になっていましたが、いわゆる競争環境の担保あるいはそのための工夫というところ。つまり、1期目と同じ事業者さんが大体2期目も取るのだろうというところをどうやって競争環境の担保を工夫するのかというポイントと、あとは、これもヒアリングの中でたしか出ていたのですけれども、個人情報等を含む事業の場合に、その引継ぎ方にかなり苦勞をされているという話がありましたので、その辺についても明記されたほうがいいかなというように思いました。

以上、3点です。

○北詰部会長 では、事務局、お願いします。

○井村企画官 3点、御確認ありがとうございます。

まず、1点目の事後評価にあたって、次期事業の導入可能性調査の中に織り込んでいるような事例があるということでもございましたけれども、今年度も引き続き事例調査を踏まえまして、このマニュアルにどう書き込んでいくかということについては検討していきたいというように考えてございます。

2点目の確認事項でございますけれども、事後評価に向けた情報整理については4年前ということですが、昨年度の基本的な考え方で次期事業手法の検討はおおむね3年前に始めるということで、その1年前ということで御理解のとおりでよろしいかと思えます。

3点目の10ページ目の次期事業についての考え方で競争性の担保ですとか工夫、あと個人情報等の引継ぎ方ということについてでございますけれども、いただいた御意見を踏まえましてマニュアルの中で反映してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○北詰部会長 福島専門委員、よろしゅうございますか。

確かに委員おっしゃるように前回の委員会でも大きく議論になった点でございますので、

よろしくお願ひいたします。

では、ほかの委員の先生方、よろしくお願ひします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

では、山口委員、よろしくお願ひします。

○山口委員 では、10ページの事後評価等における標準的な評価項目についてということなので、その評価項目といった場合に、これはやはり発注者である自治体側が整理するということなので、その1番の項目で2番目にSPCの経営状況が来るというのは順序としてはおかしいのではないかという気がするのですが、実際にPFI事業でサービスがどれくらい利用されて、その評判がどうだったのかというところで、施設の利用状況とか利用者の評価等のほうを上にしていただくということと、あともう一つ、加えていただきたいと思うのは、施設の維持管理とか保全の状況です。こちら、どちらかといえばサービスの受益の面、利用者の受益の面を強調していますけれども、やはり施設を整備して長期的にライフサイクルコストを下げながら保全をしていくというところがありますので、その辺りの施設の状況です。劣化状況であるとか保全状況だとか、利用者の安全性とか、作業者の安全性とか、そういった施設のハード面の評価も必要なのではないかなと思います。

以上です。

○北詰部会長 事務局、よろしくお願ひします。

○井村企画官 評価項目につきまして、管理者が整理するということでSPCの経営状況よりも施設の利用状況ですとか利用者の評価について上のほうに位置づけるべきではないかということの御指摘でございましたので、委員御指摘のとおり、マニュアルの案の段階では修正をしたいと考えてございます。

あと施設の状況、維持管理ですとか保全の状況、ハード面の状況について項目を追加すべきということでもございましたので、これにつきましても検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

ほか、委員、御発言希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

難波専門委員、では、よろしくお願ひします。

○難波専門委員 同じ10ページ目の特に2のところなのですが、事前のときにも少しお話しさせていただいたのですが、やはり事業手法に関して将来の次期契約に関してつなげていくに当たっては、この従来手法と比較してというときの従来手法との比較の仕方、従来手法とは何を指しているのかというのを少し明確にしてあげないと自治体さんで実際にやろうとしても難しいのかなという気がしています。例えば類似事業、類似規模、類似種別の事業で同じ程度の年数がたっている事業と比較するとか、何をもちて従来手法と比較をするというものを指しているのかというのを明確にしてほしいなと思ひます。

やはりさらに3番、それから、4番につながっていくところで、昨年度までのヒアリン

グのところではコンセッション等が検討の俎上に上がっていないというお話があったので、こういう新規手法についての検討をこの事後評価の中にどう織り込んでいくのかというところについてももう少し考え方を明確にさせていただきたいなと思います。

また、先ほど山口委員からお話があったとおり、維持管理等の在り方とかというところがPFI手法の一つのメリットでもあると思うので、ハード面の評価というのはやはり入れていただいたほうがいいのかと思います。

以上です。

○北詰部会長 いかがでしょうか。

○井村企画官 10ページ目のところの御意見だと思います。まず従来手法との比較ということでございますけれども、今、考えているのは、当初の想定と比較して管理者側の想定していなかった影響ということで、職員の負担が減ったりとか増えたといったような点を整理することを考えてございます。委員から御指摘があった類似事業との比較とかそういったことも今後できるかどうかについては、少し検討してみたいとは考えてございます。

あと、2点目は

○北詰部会長 新規手法を明確にせよという御指摘だったかと思います。

すみません、もう一度、明確に2点目について再質問していただけますか。

○難波専門委員 過去に次期手法、契約が次期に引き継がれたものについて新規の手法が検討されていなかったというお話があったので、あくまで事後評価をただけでは新規の手法というのは検討の俎上に上がらなくても自然なことだと思うので、どのようにして新規手法の検討をこの事後評価の中で入れたいのかというところでももう少し考え方を示してあげたほうがよいのではないかなと思いますというのが2点目です。

○井村企画官 4ポツの次期事業についてのところで、次期事業に行くようなものについては次期事業の検討をしていくのでしようけれども、その辺りで新規手法について検討することを明確にするというようなことはしていきたいというように考えております。あと維持管理の在り方について重要だという御指摘がございましたので、その辺りについても項目の中で整理できればというように考えております。

○北詰部会長 多分私が言うのもあれなのですが、新規手法についてこのまま流れていくと積極的に新規手法のメニューが十分に出てこないまま、場合によっては、本当はあるはずだった新規手法の候補を忘れ去った形で評価してしまわないかというところがちょっと気になるということだと思うので、それぞれの事業についてどれぐらい新規手法というのがあり得るのかというのが担当者ベースで腹落ちするほどにまで分かっているような状態がつかれないと、多分そういった場合は新規のものを入れるのは少し担当者にとってみたらストレートに申し上げれば面倒くさいことですから、やはり積極的に考え方を明確にしておかないと織り込んで議論することはなからうというのが御心配の点だろうと思いますので、よろしく願いいたします。

○難波専門委員 ありがとうございます。

○北詰部会長 ほか、もしございましたらいかがでしょうか。

では、下長専門委員、お願いします。

○下長専門委員 パシフィックコンサルタンツの下長です。

4 ページのマニュアル全体の構成のところで「はじめに」があるのですが、この基本的な考え方のところを書いてある事後評価の目的の明確化が重要だと思います。事後評価自体が地方自治体にとっては、結構な負担になるかと思しますので、何のためにやるのかということについてしっかり伝えたほうがいいと思います。「基本的な考え方」の中に大きく2点、今後の事業手法を考える上で事後評価が必要だということと、今後類似のPFI事業をする自治体さんの参考になるためにやってほしいという2点を書いているのですが、当該自治体さんにとっては、やはり次期の事業手法を考えるということが非常に重要であって、次期事業を考える上で安易に直営に戻したりするのではなくて、良いやり方がないかしっかり考えて欲しい、そのために今までやってきたことについて事後評価をやって欲しいのだというメッセージをこの「はじめに」のところでしっかり書いていただきたいというのが要望でございます。項目立てで実施手順の前に目的という項目を立てていただいたほうがはっきりするのでは、ということも意見させていただきます。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○井村企画官 委員御指摘のとおり、「はじめに」の中で昨年度、基本的な考え方でまとめていただいています考え方についてしっかりと整理するように考えておりました。先ほど目的ということで新たに項目立てすべきではないかという御意見ございましたけれども、その辺り、マニュアルの最終的な案をまとめるにあたりまして少し検討していきたいというように考えております。

以上です。

○北詰部会長 目的、自治体側にどういうメリットがあるかみたいところ、あるいは自治体の市民にとってメリットがあるかという話を織り込んだ形の目的というのを書いていただくといいのかなと思います。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。あと時間の関係がございますのでお一人ぐらいお受けして、あとさらに整理ができる時間をつくりたいと思うのですが、よろしゅうございますか。

では、宇野専門委員、お願いします。

○宇野専門委員 宇野です。

2点あります。1点が10枚目のスライドなのですが、2項目めとして追加になっていますが、ここで事業効果や課題・改善点というように追加になっておりますが、事業効果という部分については1-1～1-5においてほとんどカバーされているのではないかというように感じたのですが、何か違う点があるのかどうかという点をお伺いしたいです。課題や改善点という意味では、上のほうではそこまで書き込むような内容になってお

りませんので新規かなとは思いました。

また、セルフチェックを積み重ねるというところも新規なのかなと思ひまして、これは項目というよりはやり方なので、事業効果というところ、重複感がないかどうかという点について、一点お伺いをしたいということです。

もう一点が、先ほど来、次期事業についてのお話がございますけれども、この事後評価と次期事業の判断というのは完全にイコールではないような気もしております。福島専門委員からありました競争の確保はとても大事だと思うのですが、これを事後評価の中できちんと議論して次期事業をどうするべきかというところまで出すことをこの事後評価の内容とするべきなのか、それとも、事後評価はあくまでも事後評価をして、事後評価の結果から出てくる内容の中から次期事業についてアドバイスのことがあるのであればそれを明記するというようにとどめるのか、この後にもう一ステップあるのかないかということだと思っておりますが、その辺りをどのようにされるのかという点をお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

○北詰部会長 どうぞ。

○井村企画官 10ページ目の事業効果のところと1の事業実施状況の概要のところと重複があるのではないかとということでございましたけれども、まず重複がない内容としましては、当初の想定と比較して職員の負担増とか減についても整理するというところで、副次的な影響というようなことや管理者側のメリットについても整理するというのを考えてございます。項目1で整理した事業実施状況の概要を取りまとめるような形で事業効果をまとめたい、いろいろな要素を組み合わせる事業効果をまとめたいというように考えてございます。

2つ目の次期事業についての項目4についてでございますけれども、その前の9ページ目を御覧いただきたいのですが、まず項目4におきましては、次の事業について大まかな方針としてどうするかということに事後評価の結果を受けてどうするかというような結果をまとめるというようなことを考えてございまして、その後、次のステップとして次期事業手法について本格的に検討するというような段階を考えてございます。

以上です。

○北詰部会長 宇野専門委員、9ページの表記で2番目の御質問は、ある程度、理解されますか。

○宇野専門委員 もちろん理解しているのですが、だとすると11ページ目の一番最後の項目があると思うのですが、この次期事業評価の検討についてというのは事後評価とは別の項目ということで理解していいということでしょうか。

○井村企画官 そうです。

○北詰部会長 そのようです。

○宇野専門委員 そうすると、先ほどの競争の環境とかというのは事後評価の外で、ここ

で一番最後のポイントのところでは付け加えるというようなイメージでよろしいでしょうか。
○井村企画官 そうです。おっしゃるとおりです。

○宇野専門委員 承知しました。

あと、すみません、初めの重複の点なのですけれども、今の内容を聞くと分かるのですが、言葉遣いが重複していると思うのです。そのほかの効果ということと副次的な効果ということが重なっていたり、あるいは1番目の項目には当初との比較というものもあるのですけれども、それと当初と比較して人員が変わったかどうかというようなことですね。1-1には事業目的の達成状況ということで、実際に当初のものとの達成状況の比較というようになっているわけですね。そうではない人員とかの評価ということになっていることや、1-5のそのほかの効果というのが副次的な効果と何が違うのかというのが言葉上ではちょっと分かりづらいので整理されたほうがいいかなという趣旨でございました。内容については理解しております。

以上です。

○北詰部会長 では、ぜひ事務局のほうで明確に区別ができるように整理をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○井村企画官 分かりました。

○北詰部会長 皆さん、いろいろ御質問あるかと思いますが、時間の都合もごさいますので次の議題に移らせていただきます。追加の御意見、それから、御質問がある方は、後日、事務局にメール等で御連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より議事（2）の説明をお願いしたいと思います。

○事務局より、資料2の「民間提案推進マニュアルの改定について」を説明。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、同じような手順で進めたいと思います。よろしくお願いします。

では、福島専門委員、よろしくお願いします。

○福島専門委員 私のほうから2点、確認させていただければと思います。

まず1点目ですけれども、そもそも論的な話で恐縮ですが、民間提案推進マニュアルということで民間提案を推進していくのが目的なのだろうというように思いますが、正直申し上げて、このマニュアルができたことによって民間提案が推進されるかなというところに関しては、目次案を見てもまだ力不足というような気がします。

それで何が足りないのだろうかというように考えてみたところ、提案の受付募集というところの記載がかなり詳しくされたというところはプラスだと思うのですが、これも多分昨年の議論で結構出ていたかと思うのですけれども、民間事業者側の負担の軽減について、

あまりそういった記載がなされていない。

かなり前になりますが、2016年度のこの部会の前身になる事業部会で、企業ノウハウの保護であるとか情報開示であるとかという論点の中で、実は一番に民間事業者の負担軽減という論点が出てきますので、自治体さん向けのマニュアルではあると思うのですが、結構この点に関しては詳しく書き込んだほうがいい、そうしないとなかなか民間提案、実際民間が主語になる話ですので、幾ら求めても提案は出てこないのだろうなというような気がいたしますので、その点について追記のような考えがないかということをお伺いしたいというのが1点目です。

2点目は、資料でいきますと16ページのところで、いわゆる随契のところですが、ここもかなり昨年の部会のほうでも議論になったところかと思えます。正直、書き方としては難しくなるのだろうなというように思いますが、この部会でもかなり随契のところは議論が分かれていたような印象があります。正直、私の個人的な印象ではネガティブな意見のほうが多かったかなというように気はします。実際にはケース・バイ・ケースできちんと立てつけをされているところとそれほどでもないところに分かれるのだろうなというように思いますが、この資料にも書いている最高裁の判例についても実際の適用には資料の整備などかなり要件が多いというように意見もたしかこの部会であったかというように思えます。

最終的に書き方としては難しくなるのだとは思いますが、特にこの随契、民間提案の一つとしてももちろん随契という選択肢があるのは構わないのですけれども、やはりいわゆる金融商品の勧誘で言うところのリスク表示みたいな形で、随契を採用した場合にはいろいろこういう課題、留意点がありますよということを結構書き込んだほうがいいのかというように気がいたします。

以上、2点です。

○北詰部会長 福島先生、1点目の御発言のときにちょっと音が途切れたのですけれども、民間事業者の負担軽減の部分について、例えば2016年事業部会でもメインの議論になったとかそういうことで、非常に大事なことであるということと、この部会においてもよく議論されたという点を御主張されたという理解でよろしいですね。

○福島専門委員 そうですね。その点について、今の目次案で民間提案における民間の負担の軽減というところが特に見当たらなかったのが、どこかの中に入ってくるのかも分かりませんが、そこを柱の一つにされたほうがいいのではないかという意見です。

○北詰部会長 分かりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○井村企画官 民間事業者の負担軽減についてでございますけれども、今のところ、項目としては挙げていなかったのですが、いただいた意見を踏まえて全体の構成についてどうするかについて少し検討をさせていただきたいと思えます。

あと随契の関係でございますけれども、昨年度までの委員会の中でいろいろな御意見が

出ていたということは承知していますので、マニュアルの中でこういった書き方にしているかについて検討していきたいと思えます。

○北詰部会長 よろしいですか。

ちょっと2点目、お答えが曖昧でしたけれども、両論併記になるかもしれませんが、問題が非常に複雑であっていろいろな議論があったということと、それから、我々としては割とネガティブな意見のほうが多かったように私も記憶しておりますので、そういうトーンになるかとは思っております。ありがとうございます。

ほか、御発言いただける方、いらっしゃいますでしょうか。

では、難波専門委員、お願いします。

○難波専門委員 今回のヒアリングの対象候補を見るとあまりそういう論点は出てこないかもしれないのですけれども、いわゆるプロジェクトベースではなくて民間提案制度をつくる、我孫子市とかみたいな、東村山とかそういう事例のときに、当初、導入当時には提案がいっぱいあるのだが、2年目以降にどんどん減ってってしまうというのが結構この自治体さんでも起こっているの、そういった何か運用面で経年の提案制度について何らかの工夫をしたら提案が促進されますよとか、2年目以降、3年目以降になってもちゃんと提案が受け付けられているような事例とか、そういった何か工夫をされているような事例があればそういったものも調べていただくと、では、制度としてつくろうかという自治体さんが増えてくるのではないかなと思ひまして意見です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○井村企画官 経年的にどう取り組んでいくかということでございますけれども、自治体によっては福岡市とかはロングリストとかショートリストということで事前にどういう事業があるかというのをお示しして毎年募集しているというようなところもありますので、そういった事例についても検討していきたいと思っております。

○北詰部会長 ありがとうございます。

ほか、もし御指摘、御質問等ございましたら、いかがでしょうか。

どうぞ。

○二本松専門委員 弁護士の二本松と申します。

ヒアリングをされるということで18ページ、19ページ辺りなのですけれども、今回のヒアリング方法が地方公共団体の担当者を対象にというように書いてあるのですが、19ページ目を見ると契約済みのものもあるので、もし、この契約済みのものに関しては事業者側の意見とかも聞いていただくとありがたいなというように思ひました。

以上です。

○北詰部会長 それは可能ですか。

○井村企画官 契約済みのところであれば事業者へのヒアリングも可能だと思っております。事業者側からだと多分インセンティブは5%なり10%だと少ないのではないかという

ような意見も昨年度出ていましたので、その辺りについても少しフォローできればというように思っております。

○二本松専門委員 あと、もう少し提案に当たってどういうことを考えたかとか、そういったところもちょっと聞いていただければなというように思います。

○井村企画官 了解しました。

○北詰部会長 ほかにございますか。特に事業者に聞けるならこういうのを聞いてほしいというのはもしかして皆さんの中にあるかもしれませんし、いかがでしょうか。

では、山口委員、お願いします。

○山口委員 今の二本松専門委員の御質問にも関連するのですが、今のヒアリング項目で、項目を見るとこれは手続的な話が中心なのですが、そもそも民間提案をなぜ導入したかという背景と、それから、その民間提案を実施した結果としてどういう評価なのか、プラスの評価、こういった面がよかったというところを少し聞いていただきたいなと思います。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○井村企画官 御指摘ありがとうございます。その辺りについても聞いていきたいと思えます。

○北詰部会長 ほか、もしございましたら、いかがでしょうか。

村松専門委員、お願いします。

○村松専門委員 ありがとうございます。PwC、村松です。

今までの委員の方々からの御発言とかぶる部分になるのですが、自治体の規模の小さいところであったり、言葉は悪いですが、辺境にあるような自治体さんだったりするとなかなか事業者さん、民間から本当に提案を持ち込まれるのだろうかといった不安があるのではないかなというように思います。いわゆる、うまみがないような事業ばかりで自分の自治体に来てくれないのではないかとといったようなこともあると思いますので、既に実例があるところがどういった形で事業者を呼び込んだのか、公告をして受付、説明会をやりますよというだけではなかなか人が来てくれないということもあると思いますので、その呼び込むための工夫、どのようなことをされているのかというのはぜひヒアリングの中でも聞いていただきたいですし、マニュアルの中でもこういった工夫をして、既存のお付き合いの事業者だけではなく新しい事業者の開拓ができるとか、そういったところをアピールできるといいかなと思っております。

あと既に中央から支援をしていらっしゃる例えば地域プラットフォームですとか事業化可能性調査に対する支援だとか、そういったものと組合せです。それによって、より民間提案を積極的に引き出すことができると言い切れるのか分からないのですが、そういった組合せの工夫といったものもアピールしていただけるといいのではないかなと思いました。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

○井村企画官 ヒアリングにおいてどういった呼び込みをしていったかということについてしっかりとヒアリングはしていきたいと思っております。あと地域プラットフォームの組合せですとか、そういった民間提案をどう推進していくかということについても、少し内容については、マニュアルにどこまで書くかということはあるかもしれませんが、全体の民間提案の推進の取組の中でどうしていくかということについては検討していきたいと思っております。

○北詰部会長 よろしくお願ひします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

すみません、私のほうから1点だけなのですけれども、インセンティブのところはやはり一番基本的には意義があるというか効果が高いと思うのですが、単純に加点項目、何とかパーセントという形で事例がこうなっていますからこうですというのがあって、だから、それは理由がはっきりしないから問題ですよここには書いてあるわけですが、例えば加点項目がない場合とあった場合で、下手すればコンペとして勝ち負け変わったみたいなのところがシミュレーションされ得るかどうかですね。

これはインセンティブの付与の意味もあって、逆転したほうがいいのか、そこまでさすがにインセンティブを与えるのは過度にし過ぎるのかという、その辺の考え方をいずれ整理しなければいけないと思うのですけれども、事実として加点割合5%とか10%というのが実際の結果に大きく影響したのか、確かに加点したのだから実は大勢には影響なかったのかというあたりを少しチェックしていただいて、それが正しいかどうか分からないです。それは結局、インセンティブの付与の考え方の参考になるだけなのですが、でも、やはりその辺の事実は知りたいなというようには思いました。すみません。

では、大体皆さん、この点については御議論いただいたのかな。もし、どうしてもという方はいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

では、時間の関係もございまして次の議題に移りますが、この点につきましても追加の御意見、御質問がある方は、後日、事務局にメール等で御連絡いただければと思います。

では、資料3「公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方について」、御説明をお願いいたします。

○事務局より、資料3「公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方について」を説明。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

本件につきましても、また同様の方法で進めたいと思います。いかがでしょうか。

では、引き続きまた福島専門委員、よろしくお願ひします。

○福島専門委員 私からは2点あります。

1点目は、資料で言うと10ページで、恐らく非保有のところが一番ポイントになるのが10ページの一番下にある自治体側の所有しないことへの抵抗感・不安感の払拭ということかと思えます。今回、こちらのほうは基本的な考え方の取りまとめということなので、そこまで踏み込むということではないかと思うのですけれども、一応私の個人的な意見として、方向性としてですけれども、恐らく所有者の要件をしっかりと定義していくのがよいのかなというように思っています。といっても、別に難しいことではなくて、通常の案件の入札などで当然事業者側の要件を定義されると思います。財務上問題ないかとか、もちろん反社会勢力でないか等々、そういった、所有者の要件を定めていって自治体さんが安心できるような標準的な事項を決めていくというのが一つの在り方ではないかなというように思っていますので、御留意いただければありがたいかなということです。

もう一点は、これは確認だけです。7ページ目にありますB00方式が有効と考えられる事業。今回、全般として事業分野の事例が示されているのは非常に分かりやすいと思いましたが、その中で通信施設と書かれてあるのですが、これは具体的に何か。通信施設はいろいろな意味合いで取れますので、恐らく過去のPFIでB00というと気象衛星の地上施設の話がされているのかなというように思いましたが、せっかくいろいろ分かりやすい事例がある中でここだけ曖昧で分かりにくかったなというように思いましたので、確認させていただければと思います。

以上、2点です。

○北詰部会長 まずは1点目の話。

○井村企画官 まず1点目の自治体が所有しないことに対する抵抗感や不安感に対する説明ということで、御示唆いただいた所有者に対して要件を定義化していくことがよいのではないかということをございましたので、留意点の中でそういったところについて少し具体的に整理できればというように思っております。

あと通信施設については、気象衛星の地上の通信施設ということをございます。

○北詰部会長 気象衛星の地上の施設だそうをございます。御理解のとおりをございます。1点目はぜひ私もそう思いますので、よろしくお願ひします。

では、手が挙がっている横山専門委員、お願ひします。

○横山専門委員 横山をございます。

最初の評価のときに申しそびれたのですが、ここでも10ページにリスクの話が出てきましたので併せて申し上げたいと思うのですけれども、私は決してネガティブ論者でございませんでして、皆さんと同じようにPFI積極論者でございますが、一方で、今後、ますますPFI案件が増えていく中で、失敗する事例、破綻するような事例というようなことも当然増えてくると思うのです。やはり評価は今後、民間事業者の積極的な参入を促進するという意味もありますけれども、一方で、やはり適切でない業者をきちんと抑制するといひますか、そういう抑止力の意味もあると思うのです。

具体的には、今年もコロナ禍の中でPFIそのものではないのですけれども、指定管理者制

度の指定管理者業者が契約期間を満了せずに撤退するというような事例も私の知っている自治体で出てきました。ところが、そのことに対して自治体側も何のペナルティーも科さない。むしろ、それどころか、別の公共施設でまたその業者を採用している、こういうような事例も実際に私は見ております。

自治体側も地方ですとやはりそういう業者のなかなか受け手がいないということで、下手なのかもしれませんが、やはりPFI事業に参入する事業者にはそれなりの責任と覚悟を持って参入していただきたいと思うのです。そこに対して自治体も毅然とした対応を取っていかないとやはり良質な事業者が参入できないというようなことにもなりかねないというように思うのです。

そういう面では、一言で言うと、リスク管理です。そして、具体的には例えばペナルティーの在り方ですとか、そういったことも評価項目、今後、ほかの今の非保有手法についてもそうですけれども、全般的に決してネガティブという意味ではなくて、一つやはり毅然としたリスク対応ということの視点というものを追求していくべきではないかなというように考えます。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

ですから、御指摘は、この資料3の項目に限らず、事後評価でありますとか民間提案でありますとか、それに共通して御指摘いただいたという理解でよろしゅうございますか。

○横山専門委員 はい。そのとおりでございます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○井村企画官 御意見あったのは、リスク管理ですとかペナルティーの在り方ですか。

○北詰部会長 自治体側が毅然とした態度で評価をしないと失敗したり破綻したりするようなケースが、その原因であるとか事業者の責任がうやむやになったまま進んでしまうのではないかという御懸念だと思います。

○井村企画官 その辺りの視点につきましても、このマニュアルの中で書けるところは書いていきたいと思えます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

事後評価というところもあるのですけれども、例えば民間提案のところでも提案した企業さんであるとか、そういったところの評価にも伝わってくるのかなと思います。どうもありがとうございます。

そうしたら、難波専門委員、お願いします。

○難波専門委員 難波です。

資料の8ページのところの民間サービスによる代替方式が有効と考えられる事業というところで、現在書かれているのが特定の時期・時間帯に限定されるものと民間との利用時間がバッティングしないものというように書いてあるのですけれども、それ以外に例えば

会議施設のような一般的な用途として官民どちらも持っているようなものというのは一つ考えられるもので、公共施設の中では会議利用のための施設、かなり多いと思うので、そういったものもぜひ積極的に考えていただけるような表記ないしリストアップをしていただければと思います。

○井村企画官 了解いたしました。また、ほかのこういった施設がこういったところに有効と考えられるかということについて、委員の皆様からも御意見があればいただければと思います。よろしくお願いします。

○北詰部会長 余談ですけれども、私、よく市民の団体、NPOの団体とかボランティア団体とお話をするのですが、この点はまさしくそのとおりで、公共団体の会議室を予約しようと思っていっぱいだったから民間を借りたときに、利用料金も違えば扱いも違うのだけど、それは何か一緒にできないかとか、同じデータベースの中で議論できないかとか、そのようなお話はよく聞きますので、ぜひそういった御指摘も踏まえていただければと思います。

ほか、もし、この点について御議論がございましたら、いかがでしょうか。

では、山口委員、お願いします。

○山口委員 スライドの17ページ、ヒアリング方法等の概要のところヒアリング事項なのですけれども、こちらに挙げているものに加えて2つ聞いていただければなと思います。

1つは、この非保有方式を採用した場合の事業期間をどういった理由でこの期間に設定したのか。基本的には行政サービスのニーズの持続期間と、あと民間の投資負担を回収するという両方を勘案してだと思えるのですけれども、具体的にどの程度の期間を設定し、その理由は何なのかということ詳しく聞いていただきたいなど。

それから、2点目が、これからヒアリングする事業、いずれも多分継続している事業かなと思えるのですけれども、その事業終了後、どうするのかという次期事業についての考え方で、多分一つには、サービスが一時期だけ増えているということで教育関係はそうだと思うのですが、サービスが必要なくなることが想定されるので次期事業はないという場合もあれば、サービスニーズはある程度継続して何らかの形でサービスは継続するというところで、次期事業については想定しているのだけれども、同じ形でやるのか、それとも別事業という形で別の事業方式で実施する予定なのか、その理由というのでも聞いていただきたいな。

以上、2点です。

○井村企画官 ヒアリングの項目について、事業の期間の設定の考え方ですとか理由について聞くことと、あと事業終了後の考え方についてお聞きすることにつきまして承知いたしましたので、ヒアリングのほうを進めさせていただきたいと思います。

○北詰部会長 ありがとうございます。

ほか、もしございましたら、いかがでしょうか。いらっしゃいますか。

では、下長専門委員、お願いします。

○下長専門委員 非保有手法について最初にこれを聞いたときはリース方式が主眼になっ

ている言葉と聞いていたのですが、PFI法に基づくBOO等もこの話の中に入っていると理解しました。これからヒアリングをされるということで、非保有手法の場合も公募のプロセスがPFI法に準じたような一定透明性なり公平性を担保したような手続が取られていたかどうかということは聞いていただきたいと思っています。

地方自治体にコンサルティングをしている中で、PFI法の手続が面倒で時間がかかるので、リース方式ならそれが不要ないという理解をされている地方自治体の方もるように感じています。少し時間はかかるが官民連携の手法を使う上で透明性とか公平性にのっとった手続を踏むというのが非常に重要だと思うので、その辺りがきちんと担保できているのかどうかヒアリングでぜひ聞いていただければと思います。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○井村企画官 いただいた件、承知しましたので、そういった形でヒアリングを進めたいと思います。

○北詰部会長 いろいろな方式が挙げられているのですけれども、例えば民間サービスによる代替方式、さらに施設借り上げ方式、だんだんこれは本当にPFIなのかというようなものも出てきていて、グレーゾーンがたくさん出てくるのです。そうすると、当初の下長専門委員がおっしゃったようなPFI法の思想である、いろいろな公平性であるとか透明性であるとか競争性であるとか、そういったものが失われかねない部分がございますので、ぜひその点は私のほうからも聞いていただきたいなというように思っています。どうもありがとうございます。

ほか、もしございましたら、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、一旦、この件については終わらせていただいて、また最後、もし時間がありましたら全体を通して伺いすることもあろうかとは思っています。ありがとうございます。

それでは、資料4に基づきまして御説明をお願いいたします。いいですか。最後の議題、事務局より議事（4）についてよろしくをお願いいたします。

○事務局より、資料4「PFI推進委員会等スケジュール（案）」を説明。

○北詰部会長 スケジュールに関して御質問ございますか。意見というわけでもないでしょうけれども、よろしゅうございますか。

むちゃ振りで大変恐縮なのですが、議事（1）（2）（3）あるいは全体を通じてお話がもしありましたらと思います。実は今日、御発言がなかった黒石専門委員と渡辺専門委員、もし御発言がありましたら。

では、黒石専門委員、お願いします。

○黒石専門委員 黒石です。ありがとうございます。

全般を通してなのですけれども、議事（１）（２）あたりを通しまして、山口先生と一緒にやらせてもらっている某政令市の事後評価の件でも結構問題になったのですが、やはり大政令市レベルでもろくなモニタリングができていない事実も発覚したりしていますので、この事後評価というのは非常に大事だと思いますし、それを国として何らか支援措置するのは非常に大事なことなのですが、１点、物すごい大きな論点として、東日本大震災のときにもそうだったのですが、このコロナショックで需要が非常に減退して事業性、収益性が立たなくなっている事業なんかもあるので、建設、箱物系はあまり関係ないかもしれませんが、やはりそういうもののリスク分担の論点というのはめちゃくちゃ大きい話です。

ですので、従来型のフォースマジュール規定だけにとどまらず、もう少し踏み込んだその辺、官民連携の在り方、PPPの在り方が求められている時代だと思いますので、事後評価でもそういう視点で見るところもありますし、次、次期継続するかどうか、どういう事業を選定するかという点でも非常に重要な論点だと思います。その点は全般に通じることだと思いますので、一点、付言させていただきたいと思います。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

これは何か御指摘はありますか。

○井村企画官 新型コロナウイルスの影響についてなのですけれども、アクションプランの中でも新型コロナウイルスの影響についてしっかりと分析、評価を行って今後の対応を検討していくということになっておりますので、これにつきましては全体的な話ですので計画部会のほうで今年度、議論していきたいと考えております。

○北詰部会長 ありがとうございます。

多分、従来考えているフォースマジュールに比べて、例えば施設は大丈夫なのに需要が危機的に減ったとか、それから、その影響が非常に長く続くかもしれないとか、いろいろフォースマジュールのタイプが多分想定されていたものと違ってきているので、それに対するリスク分担であるとか対応方法がそれぞれのプロジェクトで戸惑いを持ってやっておられるのかなというように思いますので、そういった点がそれぞれ成功例とかうまく対処した例が横展開できるような、そのような工夫が計画部会等で御議論いただければなというように思います。黒石専門委員、そういう感じでよろしゅうございますか。

では、すみません、渡辺専門委員、もしございましたら。

○渡辺専門委員 NTTデータの渡辺です。

事後評価等のマニュアルの策定等について１つ加えさせていただければというように思います。４ページのところにも次期事業手法等の検討において、要求水準等の改善の考え方を記載していく必要性についてうたわれているのですけれども、やはりアフター・コロナ、ウィズ・コロナの部分も踏まえてなのなのですが、１０年、２０年前に策定された要求水準というのは非常に大きく変わってくるのかなというように思っています。そのために、ぜひ

今後、ヒアリングをされる際に要求水準を変える必要性、非常に高いかと思っていますので、どのような観点で要求水準を変えていったのか、どういう水準、基準を基に見直しをしたのかというところもぜひヒアリングの中で聞けるようであれば伺ってほしいなというように思いました。

以上、1点、追加させていただけると非常にありがたいです。以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

○井村企画官 ヒアリングの中で要求水準、どういった見直しを行われていったかということについて聞いていきたいと思えます。

○北詰部会長 おおむね皆さん、御発言いただいたのですけれども、何か全体を通して改めて言いたいということがございましたら。よろしゅうございますか。

では、大体用意しておりました議事についてはこれで終了したいと思えます。皆さんのヒアリングに対する要望を事務局は全部丸のみしたのですけれども、大丈夫でしょうか。うまく整理をしていただいて、めり張りをつけて聞いていただければと思えます。次回に期待しております。よろしく願いいたします。

それでは、私のほうの担当は以上ですか。本日の議事は以上になります。

事務局にお返しします。

○井村企画官 私のほうから、まだ若干時間がありますので、参考資料6について少し説明をさせていただきたいと思えます。

参考資料6なのですけれども、「PPP/PFI事業の実施状況について」ということで、今年の9月に取りまとめてホームページに公表している資料ですが、昨年度末までの実施状況ということで、実施方針を公表している件数を取りまとめたものでございます。

1ページ目を見ていただきますと、令和元年度末時点で77事業ということで過去最大ということになってございます。

右側の内訳を見ていただきますと、コンセッションにつきましても水道施設が2、その他のコンセッション3ということで着実に件数は増えているということになってございます。これまでの累計が818件ということになってございます。それぞれの内訳については後ろの方の資料に載っていますので、お時間があるときに御確認いただければと思えます。

私からは以上でございます。

それでは、本日は長い間、御議論、誠にありがとうございました。次回の事業推進部会につきましては2月以降を予定しております。また時期が近づきましたら日程調整の御連絡をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。